入 札 説 明 書

令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、以下の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

なお、入札後、仕様等について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。

１　入札に付する事項

(1) 委託業務名　令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務
(2) 仕　　様　別添仕様書のとおり
(3) 納入場所　別添仕様書のとおり
(4) 履行期限　別添仕様書のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 滋賀県財務規則第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者資格名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

・大分類：「物品」、中分類：「印刷・製本」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520-8577 大津市京町四丁目１－１　TEL:077-528-4314

(5) コンビニエンスストア収納用バーコードGS1-128を付設した都道府県の自動車税納税通知書(自動車税種別割納税通知書)の作成および封入封緘の業務実績があること。
(6) 日本産業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム」に基づいて評価された「プライバシーマーク」、または「JISQ27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得している者であること。
(7) 処理工場から滋賀県庁まで自動車で２時間以内に到着できること。また、突発的に生じた事態に対応できる体制が整っていること。
(8) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
イ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
エ　会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ　銀行取引停止処分がなされている者

３　参加資格の確認手続

入札参加者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式３）および添付書類（別紙様式３に記載）を令和８年12月3日（木）17時までに15(8)に掲げる滋賀県総務部税政課課税指導係まで提出しなければなりません。

参加資格が確認された場合には、入札参加資格確認書を電子メール等にて令和８年12月９日（水）17時までに通知します。なお、申請内容に説明を求められた場合はこれに応じなければなりません。

４　入札説明会

行いません。

５　入札および開札の場所および日時

(1) 入札書の提出先

（機 関 名）　滋賀県総務部税政課
（郵便番号）　520-8577
（所 在 地）　大津市京町四丁目１番１号

(2) 入札書の受領期限

令和８年 12 月 14 日（月）　14 時

(3) 開札の日時および場所

開札日時：令和８年 12 月 14 日（月）　16 時
開札場所：大津合同庁舎３階　入札室

６　質問および回答

(1) 質問方法:質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メール(bg00@pref.shiga.lg.jp)またはFAX(077-528-4819)により、５(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ず電話で連絡すること。

(2) 質問期限:令和８年11月30日（月曜日）16時

(3) 回答方法:質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、質問および回答の内容を滋賀県のホームページ（https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/）で公表する。

(4) 回答期限:令和８年12月2日（水曜日）16時を目途に回答する。

７　郵便による入札

郵便等による入札を行う場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

８　最低制限価格

最低制限価格は設けません。

９　入札および開札

(1) 入札参加者またはその代理人は、令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）、令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務委託契約書（案）を熟覧の上入札しなければなりません。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、15(8)に

掲げる滋賀県総務部税政課課税指導係に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式１により入札書を直接にまたは郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければなりません。

直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務の入札書在中」と朱書しなければなりません。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務の入札書在中」と朱書し、外封筒の封皮には「令和８年度・令和９年度自動車税納税通知書等作成および封入封緘発送業務の入札書在中」と朱書しなければなりません。

(3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を入札書に記載すること。なお、代理人が入札する場合は、入札書と同時に入札権限に関する別紙様式２により委任状を提出しなければなりません。この際、委任状は入札書と同じ封筒に同封しないこと。

ア　入札金額
イ　入札の目的
ウ　引渡の場所
エ　引渡の期限
オ　引渡の方法
カ　入札保証金額
キ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
ク　代理人が入札する場合は、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所、氏名、同じ印を押印
ケ　入札書を送付または提出した年月日

(4) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。

(5) 入札書の提出場所は、５(1)のとおり。

(6) 入札書の受領期限は、５(2)のとおり。

(7) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。

(8) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができません。

(9) 入札執行者またはその代理人は、入札参加者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがあります。

(10) 開札の日時および場所は、５(3)のとおり。

(11) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うものとします。入札参加者またはその代理人が出席しない場合は、代わりに入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

(12) 開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）および(11)の立会い職員以外の者は入室することができません。

(13) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後においては、当該執行室に入室すること

ができません。
(14) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは、入札関係職員に対し、３で示す入札参加資格確認書および身分証明書を提示するか、もしくはその写しを提出しなければなりません。また、代理人が入室する場合は、(3)における代理人と異なる場合は別紙様式２により委任状を提出しなければなりません。
(15) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人のうち、予定価格の制限の内の価格の入札がないときは、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては、別に定める日時において入札をします。また、再入札をした場合において、予定価格の範囲内での入札がないときは随意契約に移行することがあります。
(16) (15)において再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとします。
(17) 入札執行者は、入札公告等に規定する無効入札をした者を再度の入札に参加させることができません。
(18) (15)の別に定める日時において再入札を行う場合の入札書の受領期限についても、別に定めることとします。

10 落札者の決定方法

(1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
(3) 落札者となるべき同価入札者が２以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価入札をしたものは、くじを辞退することはできません。

11 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金および契約保証金は免除します。

12 前金払および部分払

前金払および部分払は行いません。

13 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。
(1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。（託送による入札を含む。）
(2) 入札者が同一事項に対し、２以上の入札をしたとき。
(3) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
(4) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
(5) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
(6) 入札書に記名押印がないとき。
(7) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
(8) 入札書の総価の計算過程において誤りがあるとき。
(9) 虚偽の申請を行った者のした入札書。

(10) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

14　入札または開札の延期または取りやめによる損害に関する事項

天災地変その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めたときは、これを延期し、または取りやめます。

この場合における損害は入札者の負担とします。

15　その他

(1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回をすることができません。

(2) 再入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札したときは失格とします。

(3) その他本件執行について地方自治法、同法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買い入れ等の入札執行要領に定めるところによります。

(4) その他入札執行者が指示する事項を遵守してください。

(5) 入札金額の根拠となった見積もり内訳書の提出を求める場合がありますので、準備して入札に参加してください。

(6) 落札価格は、10(2)に示したとおりですが、契約は単価で行います。

(7) 契約条項については別添契約書(案)のとおりです。

(8) 当該委託業務に関する問い合わせ先

(機関名)　滋賀県総務部税政課課税指導係
(郵便番号)　５２０－８５７７
(所在地)　大津市京町四丁目１番１号
(電話番号)　０７７－５２８－３２１５
(FAX番号)　０７７－５２８－４８１９